

令和8年4月1日
大阪府立狭山高等学校長

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく、役務請負契約締結の公表
について

イ 契約の内容

大阪府立狭山高等学校校内清掃及びトイレ定期清掃業務

期 間 : 令和8年4月1日から令和9年3月31日

契約先 : 公益社団法人 大阪狭山市シルバー人材センター

住所 大阪狭山市今熊一丁目103番地の1

ロ 契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約